

# 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

## ○ 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

#### ● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化

- ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚園0.04万円）まで無償化
- ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
- ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持し、施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

#### ● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

#### ● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

- ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

2

## (3) 認可外保育施設等

#### ● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

- ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
- ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
- ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。

#### ● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

## ○ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化

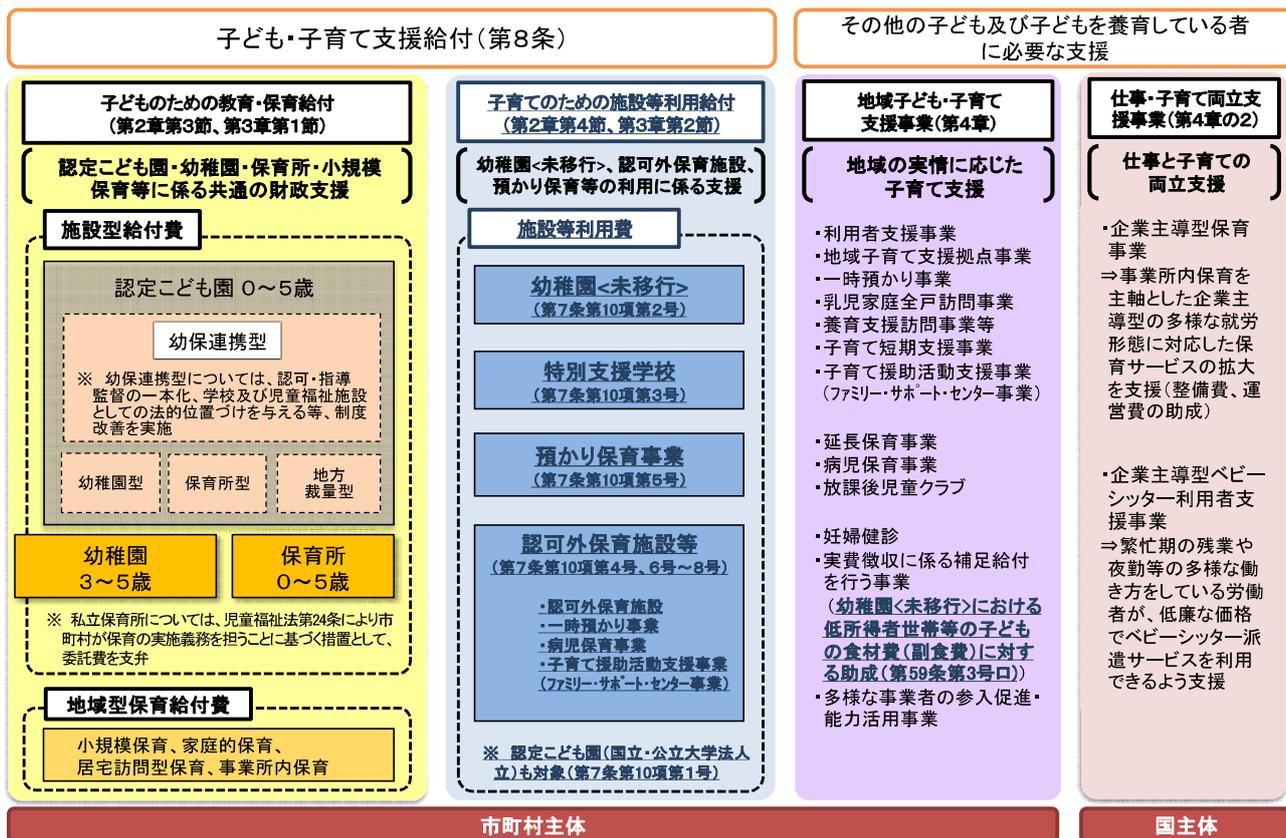
## ○ 実施時期 令和元年10月1日

## ○ その他

- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。  
未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう周知

3

# 子ども・子育て支援新制度の全体像（法改正後）



市町村主体

国主体

# 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

## 子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間	幼稚園（新制度） 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

## 子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

認定区分（支給要件）	保育の必要性	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	なし	幼稚園（私学助成等）、特別支援学校、（認定こども園※）
新2号認定子ども 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	あり	幼稚園（私学助成等）、特別支援学校、（認定こども園※） （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定子ども 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村住民税世帯非課税者であるもの		認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

※国立の認定こども園など、新制度に入ることのできない認定こども園を想定